



第 1867 号
平成 19 年
8月 31 日(金)
火・金曜日 発行
1月1,750円郵送料共

告 示

— 田 次 —

公安委員会告示

- 生活保護法の規定による医療を担当せらる機関の指定 (二件) (地域福祉課) 1
- 生活保護法の規定による居宅介護を担当せらる機関の指定 (同) 1
- 生活保護法の規定による居宅介護支援計画の作成を担当せらる機関の廃止 (同) 1
- 生活保護法の規定による居宅介護支援計画の作成を担当せらる機関の休止 (同) 1
- 公有水面埋立ての竣工認可 (水産課) 1

公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請 (男女参画・県民活動課) 4
- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出の取下げ (商業・サービス業振興課) 4
- 土地改良区の役員の退任 (福井農林総合事務所) 5
- 土地改良区の役員の就任 (同) 5
- 土地改良区の役員の退任 (二件) (南越農林総合事務所) 5
- 土地改良区の役員の就任 (二件) (同) 5
- 基本測量の実施 (土木管理課) 5
- 公共測量の実施 (同) 5

福井県告示第585号
生活保護法(昭和25年法律第144号)
第49条の規定に基づき、同法の規定による医療扶助のための医療を担当させる機関を指定したので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示する。

平成19年8月31日

福井県知事 西川 一誠

- | | | |
|---|-------|--------------|
| 1 | 名称 | 駅東整形外科 |
| 2 | 所在地 | 福井市日之出2-12-2 |
| 3 | 指定年月日 | 平成19年8月13日 |

福井県告示第586号

生活保護法(昭和25年法律第144号)
第49条の規定に基づき、同法の規定による医療扶助のための医療を担当させる機関を指定したので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示する。

平成19年8月31日

福井県知事 西川 一誠

- | | | |
|---|-------|---------------|
| 1 | 名称 | 耳鼻咽喉科いとうクリニック |
| 2 | 所在地 | 勝山市旭町1-3-27 |
| 3 | 指定年月日 | 平成19年8月20日 |

福井県告示第587号

生活保護法(昭和25年法律第144号)
第54条の2第1項の規定に基づき、同法の規定による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を指定したので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示する。

平成19年8月31日

福井県知事 西川 一誠

平成19年8月31日(金)

1867号 第報 県 井 福

福井県告示第588号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定に基づき指定した介護扶助のための住宅介護支援計画の作成を担当させる機関から、同法第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により、当該介護機関を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示する。

平成19年8月31日

福井県知事 西川 一誠

事業の種類	居宅介護事業者(名称)	主たる事務所の所在地	指定年月日		
認知症対応型共同生活介護	社会福祉法人 美方福祉会	三方郡美浜町金山2-3-27	平成19年8月15日		
居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業所の名称	事業の種類	居宅介護事業者(名称)	主たる事務所の所在地	指定年月日
三方郡美浜町早瀬7-31-5	グループホーム湖岳の郷	認知症対応型共同生活介護	社会福祉法人 美方福祉会	三方郡美浜町金山2-3-27	平成19年8月15日

福井県告示第589号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定に基づき指定した介護扶助のための住宅介護支援計画の作成を担当させる機関から、同法第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により、当該介護機関を休止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示する。

平成19年8月31日

福井県知事 西川 一誠

事業の種類	居宅介護事業者(名称)	主たる事務所の所在地	指定年月日		
居宅介護支援事業	社会福祉法人 若狭町社会福祉協議会	三方上中郡若狭町井崎第40号80番地	平成19年4月1日		
居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業所の名称	事業の種類	居宅介護支援事業者(名称)	主たる事務所の所在地	休止年月日
三方上中郡若狭町井崎40-80	居宅介護支援	社会福祉法人 若狭町社会福祉協議会	三方上中郡若狭町井崎第40号80番地	平成19年4月1日	

指定居宅介護支援センターきらら

越前市北府2丁目12番13号

居宅介護支援

医療法人 嘉生会

越前市北府2丁目12番13号

平成19年8月1日

福井県告示第590号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定に基づき、公有水面の埋立ての竣工認可をしたので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成19年8月31日

福井県知事 西川 一誠

1 竣功認可の日

平成19年8月23日

2 竣功認可を受けた者の住所および名称ならびに代表者の氏名

福井県福井市大手3丁目17-1

越前漁港管理者

福井県知事 西川 一誠

福井県丹生郡越前町西田中13-5-1

越前町長 関 敬信

3 埋立区域

(1) 位置

福井県丹生郡越前町厨11字別司42

-1番地地先から福井県丹生郡越前町厨16字中保53-1番地地先まで

(2) 区域

次の各地点のうち、1の地点から34の地点までを順次に直線で結んだ線および1の地点と34の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 漁港原点から方向角150

度09分44秒 距離212

9. 682メートルの地点

2の地点 1の地点から方向角1度5

3分07秒 距離81.22
3メートルの地点

3の地点 2の地点から方向角270

度17分03秒 距離1.4	53メートルの地点	28の地点 27の地点から方向角86
11メートルの地点	16の地点 15の地点から方向角28	度55分33秒 距離4.7
4の地点 3の地点から方向角269	4度34分00秒 距離19	4度34分00秒 距離19
度37分31秒 距離2.7	52メートルの地点	29の地点 28の地点から方向角10
5の地点 4の地点から方向角236	17の地点 16の地点から方向角31	8度06分30秒 距離13
度23分22秒 距離3.5	6の地点 5の地点から方向角254	3度33分28秒 距離5.
91メートルの地点	度06分12秒 距離3.2	057メートルの地点
7の地点 6の地点から方向角258	18の地点 17の地点から方向角35	1度44分19秒 距離38
度37分32秒 距離3.8	33メートルの地点	30の地点 29の地点から方向角6度
35メートルの地点	19の地点 18の地点から方向角26	03分30秒 距離4.55
7の地点 6の地点から方向角258	06メートルの地点	1度44分22秒 距離17
度37分32秒 距離3.8	6分54秒 距離4.050	6度34分22秒 距離17
8の地点 7の地点から方向角272	メートルの地点	7メートルの地点
度12分09秒 距離9.7	20の地点 19の地点から方向角17	32の地点 31の地点から方向角94
06メートルの地点	6度34分16秒 距離15	度03分36秒 距離11.
9の地点 8の地点から方向角2度2	21の地点 20の地点から方向角26	003メートルの地点
6分54秒 距離4.050	22の地点 21の地点から方向角35	33の地点 32の地点から方向角13
10の地点 9の地点から方向角274	23の地点 22の地点から方向角26	5度21分57秒 距離4.
度28分24秒 距離0.2	95メートルの地点	32の地点 31の地点から方向角94
11の地点 10の地点から方向角2度	27分58秒 距離3.30	6度46分43秒 距離14
27分58秒 距離3.30	0メートルの地点	994メートルの地点
12の地点 11の地点から方向角10	24の地点 23の地点から方向角17	6度00分34秒 距離6.
2度31分10秒 距離4.	2度24分21秒 距離14	1の地点 34の地点から方向角10
599メートルの地点	067メートルの地点	2度44分14秒 距離10
13の地点 12の地点から方向角10	(3) 面積	2度44分14秒 距離10
度56分59秒 距離9.5	24の地点 23の地点から方向角17	763メートルの地点
13メートルの地点	6度44分46秒 距離10	(4) 面積
14の地点 13の地点から方向角27	5.862メートルの地点	この法人は、福井県内の高齢者や障害者などに対してパソコン等IT機器の操作習得が出来るよう気軽に参加できるサ
2度14分28秒 距離2.	25の地点 24の地点から方向角10	ロン教室運営事業などを通じて、情報格差の解消と情報技術に精通する人材育成
915メートルの地点	2度46分10秒 距離14	を図りもって豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。
15の地点 14の地点から方向角5度	5.511メートルの地点	(1) 縦覧に供する期間および場所
33分40秒 距離23.0	26の地点 25の地点から方向角13	平成19年8月19日から平成19年
14の地点 13の地点から方向角27	5度24分22秒 距離4.	10月18日まで
2度14分28秒 距離2.	588メートルの地点	(2) 縦覧に供する場所
915メートルの地点	27の地点 26の地点から方向角10	福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内
15の地点 14の地点から方向角5度	5度01分12秒 距離7.	
33分40秒 距離23.0	910メートルの地点	

特定非営利活動促進法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があった次の店舗については、その届出が取り下げられたので公告す	の変更認証の申請があつたので、法第25条第2項の規定により、次のとおり公表し、関係書類を縦覧に供する。
福井県知事 西川一誠	平成19年8月31日
1 申請のあった年月日	平成19年8月19日
(1) 名称	特定非営利活動法人いききITクラブ
(2) 代表者の氏名	道見英夫
(3) 主たる事務所の所在地	福井県坂井市丸岡町西瓜屋第9号6番地
(4) 定款に記載された目的	この法人は、福井県内の高齢者や障害者などに対してパソコン等IT機器の操作習得が出来るよう気軽に参加できるサ
	ロン教室運営事業などを通じて、情報格差の解消と情報技術に精通する人材育成
	を図りもって豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。
3 縦覧に供する期間および場所	(1) 縦覧に供する期間
	平成19年8月19日から平成19年
	10月18日まで
(2) 縦覧に供する場所	福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内
大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があった次の店舗については、その届出が取り下げられたので公告す	

る。

平成19年8月31日

福井県知事 西川 一誠

1 大規模小売店舗の名称および所在地
(仮称) ハーツ学園店

福井市学園2丁目907 他23筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または
は名称および住所ならびに法人にあっては
代表者の氏名

福井県民生活協同組合

理事長 藤川 武夫

福井市開発町第2号1番1

新設の届出の年月日

平成19年7月6日

4 取下げの年月日

平成19年8月23日

麻生津西部土地改良区から、土地改良法(

昭和24年法律第195号)第18条第16

項の規定により、次の者が平成19年5月1

1日に役員を退任した旨の届出があったので

、同条第17項の規定により公告する。

平成19年8月31日

福井県知事 西川 一誠

役員名 氏名 住 所
監事 田中茂一郎 鮎江市舟津町4-6-36

理事 斎藤 弘蔵 鮎江市舟津町4-6-47

田中 清隆 鮎江市舟津町4-7-11

新設の届出の年月日
平成19年7月6日4 取下げの年月日
平成19年8月23日

昭和24年法律第195号)第18条第16

項の規定により、次の者が平成19年5月1

1日に役員を退任した旨の届出があったので

、同条第17項の規定により公告する。

役員名 氏名 住 所
監事 田中茂一郎 鮎江市舟津町4-6-36

理事 斎藤 弘蔵 鮎江市舟津町4-6-47

田中 勝見 鮎江市舟津町5-5-16

新設の届出の年月日
平成19年7月6日4 取下げの年月日
平成19年8月23日

昭和24年法律第195号)第18条第16

項の規定により、次の者が平成19年5月1

1日に役員を退任した旨の届出があったので

、同条第17項の規定により公告する。

役員名 氏名 住 所
監事 田中茂一郎 鮎江市舟津町4-6-36

理事 斎藤 弘蔵 鮎江市舟津町4-6-47

田中 勝見 鮎江市舟津町5-5-16

新設の届出の年月日
平成19年7月6日4 取下げの年月日
平成19年8月23日

昭和24年法律第195号)第18条第16

項の規定により、次の者が平成19年5月1

1日に役員を退任した旨の届出があったので

、同条第17項の規定により公告する。

役員名 氏名 住 所
監事 田中茂一郎 鮎江市舟津町4-6-36

理事 斎藤 弘蔵 鮎江市舟津町4-6-47

田中 勝見 鮎江市舟津町5-5-16

新設の届出の年月日
平成19年7月6日4 取下げの年月日
平成19年8月23日

昭和24年法律第195号)第18条第16

項の規定により、次の者が平成19年5月1

1日に役員を退任した旨の届出があったので

、同条第17項の規定により公告する。

役員名 氏名 住 所
監事 田中茂一郎 鮎江市舟津町4-6-36

理事 斎藤 弘蔵 鮎江市舟津町4-6-47

田中 勝見 鮎江市舟津町5-5-16

新設の届出の年月日
平成19年7月6日4 取下げの年月日
平成19年8月23日

昭和24年法律第195号)第18条第16

項の規定により、次の者が平成19年5月1

1日に役員を退任した旨の届出があったので

、同条第17項の規定により公告する。

役員名 氏名 住 所
監事 田中茂一郎 鮎江市舟津町4-6-36

理事 斎藤 弘蔵 鮎江市舟津町4-6-47

田中 勝見 鮎江市舟津町5-5-16

新設の届出の年月日
平成19年7月6日4 取下げの年月日
平成19年8月23日

昭和24年法律第195号)第18条第16

項の規定により、次の者が平成19年5月1

1日に役員を退任した旨の届出があったので

、同条第17項の規定により公告する。

1 測量計画機関の名称

2 作業の種類	近畿地方整備局福井河川国道事務所
3 公共測量（基準点測量）	（1級基準点・2級基準点）
4 作業の期間	平成19年8月20日から平成20年2月29日まで
5 作業の地域	敦賀市疋田地先～敦賀市山中地先および三方郡美浜町坂尻地先～三方郡美浜町気山地先

☆☆☆☆☆

3 受講対象者	受講申込みを行う日において、福井県内に住所を有する者または福井県内の営業所に所属する者であって、警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）以下「改正法」という。）による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を保有する者
4 申込手続等	<p>4 (1) 受付期間</p> <p>平成19年9月10日（月）から平成19年9月14日（金）までの午前9時から午後5時までの間（定員になり次第受付を終了する。）</p> <p>(2) 受講申込書等の提出先</p> <p>講習を受けようとする者（以下「受講希望者」という。）の住所地を管轄する警察署または受講希望者の所属する営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>なお、本人が直接申請することとし、郵送や代理人による申請は認めない。</p>
5 その他	<p>(1) 委託先</p> <p>本講習は、社団法人福井県警備業協会に委託して実施する。</p>
6 講習に関する問い合わせ先	<p>(1) 福井県警察本部生活安全部生活安全企画課電話0776-22-2880（内線3042または3044）または各警察署生活安全課（係）</p> <p>(2) 社団法人福井県警備業協会電話0776-21-6914</p>

福井県公安委員会告示第107号	警備業法（昭和47年法律第117号）第22条第2項第1号に基づく警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）のうち、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第18号）附則第2条に規定する講習を次のとおり実施する。
平成19年8月31日	福井県公安委員会 委員長 松浦 正則
1 講習の区分、実施日、時間および場所	<p>(1) 講習の区分</p> <p>警備業法第2条第1項第1号に規定する警備業務</p>
(2) 実施日および時間	<p>平成19年10月1日（月）から平成19年10月4日（木）までの午前9時から午後5時まで</p> <p>(3) 実施場所</p> <p>福井市春山1丁目7番3号 染織会館 5階会議室</p>
(4) 手数料	23,000円に相当する福井県証紙

を警備員指導教育責任者講習受講申込書にはり付けること。

なお、納付された受講手数料は、返還しない。

福井県公安委員会告示第108号	警備業法（昭和47年法律第117号）以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。
平成19年8月31日	福井県公安委員会 委員長 松浦 正則
1 檢定の区分、実施日、時間および場所	<p>(1) 檢定の区分、実施日および時間</p>
イ 旧資格者証の写し 1通	検定の区分 実施日 実施時間
ウ 所属する営業所の所在地を管轄する警察署に申込む者にあっては、当該営業所に所属していることを説明する書面 1通	施設警備業務2級 平成19年12月12日（水） 午前9時から午後5時まで
	施設警備業務1級 平成19年12月13日（木） 午前9時から午後5時まで

平成
十九年八月三十一日発印

行刷

印 刷 人 発 行 人

〒九一九一〇四八二 〒九一〇一八五八〇

福井県福井市大手三丁目一七番一號
福井県坂井市春江町中庄六一三三一
(株)エクシート

☎ 55678番